意匠分類記号	意匠分類の名称
D3－40	屋外用照明器具

対応する旧意匠分類　※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称　または　移行した物品
D3－40	全	屋外用照明器具

参考分類・参考物品

分類記号	分類の名称　または　物品の名称

再掲載指示

分類記号	分類の名称　または　物品の名称

この分類に含まれる物品

定義

・街路、庭園、門、スポーツグラウンド等の屋外に設置し、屋外を照明することを目的とするもので、下位の分類に含まれないもの。
・この分類には主として地面や路肩等に埋め込んで照明するもの、スポーツグラウンド用等の大型照明灯を含む。

登録　1138562
道路灯

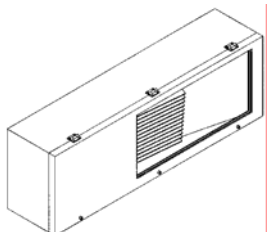

他の意匠分類との関係（含まれない物品、意匠）

・屋外における使用を目的とした照明器具であっても、携帯して使用するものについてはD3－500（携帯用照明器具）に分類する
・屋外で使用するものであっても、光を収束させ一定領域のみ照射することを目的とした投光照明器具についてはD3－6200（特殊用途投光器）もしくはD3－302（取付け式投光用照明器具）に分類する
・装飾を目的とした照明器具についてはD3－61（装飾用照明器具）に分類する
・道路用びょう（J6－44）は除く

分類付与運用メモ　（付与優先関係、懸案事項など）

・人感センサー等を有した照明器具であっても、D3－600（特殊用途照明器具）に一括分類せず、各定義に合わせた分類を行う。

過去に分類した物品の名称